

個人事業主・法人のみなさん！

固定資産税（償却資産）の 申告はお済みですか？



固定資産税って土地や家にかかる税金でしょ？
「償却資産」って何なの？

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産で、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

具体的には、所得税・法人税で申告する減価償却資産から、固定資産税が課税されている家屋、自動車税・軽自動車税が課税されている自動車、及び無形固定資産等を除いたものが対象となります。詳しくは裏面をご確認ください。

お答えします！



減価償却資産なら税務署に申告しているよ
市(町)役所にも申告しなきゃいけないの？

税務署へ提出する確定申告書・法人税申告書は、国に納める所得税・法人税の税額を算定するために申告するものです。その手続きの中で、減価償却資産は、毎年の必要経費や損金を算出するために申告しています。

一方、市町村が課税する固定資産税(償却資産)の申告は、土地・家屋以外の事業用資産そのものに課税するため、所有者へ申告が義務づけられている手続きであり、まったく異なる申告です。

償却資産(事業用資産)の所有者は、毎年1月1日現在における資産の所在・取得時期・取得価額・耐用年数などを1月31日までに資産の所在する市町村へ申告することが法律で義務付けられています(地方税法第383条)。

未申告者には過料が科せられます。また、虚偽申告には懲役又は罰金が科せられますのでご注意ください。

お答えします！





申告しなくちゃいけないって言うのはわかったけど、
「償却資産」って具体的にどんなモノなの？

申告の対象となる償却資産は、土地・家屋以外の事業用資産で、原則として耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上の有形固定資産です。

これらは所得税・法人税で申告する減価償却資産から、固定資産税が課税されている家屋、自動車税・軽自動車税が課税されている自動車、及び無形固定資産等を除いたものと概ね一致します。

業種別に申告されることが多い、主な償却資産は次のとおりです。

業 種	主な償却資産
共通	賃貸家屋に賃借人が施工した内装設備(電気・ガス・給排水・衛生・空調設備など)、構築物(駐車場設備、受変電設備、舗装路面、植栽、フェンス、門、塀、屋外照明、広告塔)、ネオンサイン、看板、エアコン、パソコン、コピー機、簡易間仕切り、その他
小売業	陳列ケース、棚、冷凍・冷蔵ショーケース、POSレジ、冷蔵庫、自動販売機、日よけ、その他
不動産賃貸業	屋外の給排水設備・電気設備・照明設備・排水溝、外構工事、舗装工事、植栽、花壇、ごみ置場、自転車置場、エアコン、物置、太陽光発電設備、その他
飲食店	厨房設備、接客用家具・備品、冷蔵庫、冷凍庫、レジ、その他
建設業	建設用重機(パワーショベルなど)、発電機、工具、その他
理容・美容業	理容・美容イス、洗面設備、パーマ機、レジ、その他
工場	機械のための動力配線設備、工作機械、金型、業務用排水、公害防止設備、その他
医院・歯科医院	医療機器(X線装置・CT装置・心電計・歯科診療ユニット等)、ベッド、待合室用イス、各種事務機器、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、プレス機、包装設備、給排水設備、その他

お答えします！



ご申告・お問い合わせ

藤沢市役所 資産税課 ☎0466(25)1111

茅ヶ崎市役所 資産税課 ☎0467(82)1111

寒川町役場 税務課 ☎0467(74)1111

※お問い合わせは、資産が所在する市町までお願いします。

詳細は、各市町のホームページをご確認ください。



藤沢市



茅ヶ崎市



寒川町